

# 桜木霊堂（納骨堂）の使用期間の更新手続き

使用期間の更新を希望する場合は、期間満了日の前日までに手続きをしてください。

使用期間は原則として3年間です。

桜木霊堂の使用者が、桜木霊園管理事務所に来所してください。

## 必要書類等

- 1 桜木霊堂（納骨堂）使用許可申請書
- 2 桜木霊堂使用許可証
- 3 住民票 … 世帯全員の本籍・続柄が記載され、来所日の1か月以内に発行されたもの
- 4 桜木霊堂使用料

## 桜木霊堂使用料

区分	納骨壇（1段式）		納骨棚（棚式）	
本市市民	1年間	2,200円	1年間	1,100円
使用後の市外転出者		4,180円		2,080円

## ご注意

### 1 桜木霊堂使用許可証を紛失した場合

再交付申請書を提出し、手数料300円を納入してください。

### 2 使用者の住所氏名変更届を提出していない場合

住所氏名変更届を提出し、手数料300円を納入してください。

必要書類

・住所変更の場合

住民票 … 世帯全員の本籍・続柄が記載され、来所日の1か月以内に発行されたもの

・氏名変更の場合

戸籍謄本 … 氏名変更内容が記載され、来所日の6か月以内に発行されたもの

〒264-0028

千葉県若葉区桜木1丁目38番地8号

千葉県桜木霊園管理事務所

電話 043(231)0110